

「令和7年度「たらの卵」「干しするめ」及び「こんぶ調製品」の輸入割当てについて(案)」に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

	意見概要	御意見に対する考え
1	<p>意見:ここ数年来、国産スルメイカの不漁の影響もあり、海外売イカ原料への依存度、要望が高まる一方で干しするめ枠の消化に時間を要して、悩ましい状況となっています。</p> <p>理由:2021年度より為替の変動(円安)の影響で、それまでの輸入コストに1.3倍の影響が出ている事。それでもコロナ禍の中で海外産イカの魚価が抑制されなんとか輸入コストの上昇を抑えて参りました。ところが2024年度以降、各海外イカ原料不漁の影響を背景にしてさらなる価格高騰を招き、日本市場の兼合いからマーケットに適合しないコストとなり輸入が進みづらい展開となっています。</p>	<p>御意見ありがとうございます。引き続き、水産庁と連携し、国内生産、在庫、輸出入等に係る動向や見通しを踏まえ、国内の需給に係る状況等に見合う輸入割当限度数量を設定していくよう努めて参ります。</p>
2	<p>輸出入事務全般に言える事であるが、法人番号のある事業者については申請・届出等の際に法人番号の提出を行わせるようにされたい(何らかの番号と法人番号の紐付きがあるのであればその番号の提出でもよいが。)</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>今回の御意見は、行政全般に対するものですが、あくまで経済産業省貿易経済安全保障局が実施する輸出入事務全般に対する御意見として回答できる部分についてお答えいたします。</p> <p>御提案いただいた法人番号の記載では、水産物の輸入割当・承認制度の審査で確認が必要となる情報が入手できないため、現時点では履歴事項全部証明書等により確認を行うことで、適正に審査を行っているところです。</p> <p>今後、法人番号を把握することにより、審査で確認が必要となる情報が入手できるようになるのであれば、積極的に活用を検討してまいります。</p>